

目標Ⅰ 男女平等意識の向上を図ります

平成26年度に実施した「江東区男女共同参画に関する意識実態調査」によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という性別による固定的な役割分担意識への支持が依然として3割強を占めています。このような意識の解消を図り、一人ひとりの意欲と資質を活かして生きていく可能性が性別によって狭められることなく、個性と能力を発揮できるよう、家庭・学校における男女平等教育を進めていきます。

また、女性と男性の身体機能の違いや、性的少数者(性的マイノリティ)について正しい知識に基づく理解を深め、一人ひとりの多様な性を尊重する意識を育てていきます。



施策1 男女共同参画の意識啓発の推進

意識啓発の広報、情報発信にあたっては、わかりやすさに配慮し、広く理解が得られるよう努めます。

施策2 家庭における男女平等教育の推進

子どもたちが、両親等を通して男女平等や男女共同参画について学べるよう、家庭教育学習の機会や相談の場の提供に努めます。

施策3 学校における男女平等教育の推進

保育、学校生活のあらゆる場面で、男女平等教育を進めます。教職員の意識を高め、学習・生活・進路等の指導、相談に活かします。

施策4 性的少数者(性的マイノリティ)についての意識啓発

性的少数者に関する意識啓発を図り、多様な性について学ぶ機会を通して、一人ひとりの個性を尊重する

社会の実現を目指します。

[新たな取り組み]

○性的少数者についての意識啓発

施策5 性別・年代に応じた心とからだの健康支援

性別や年代で異なる健康課題について周知を図るとともに、日常生活の中で、一人ひとりが取り組む健康づくりを支援します。特に女性への妊娠・出産期における支援により育児不安を軽減し、安心して子育てできる環境を醸成します。

また、心の健康づくりの一環として、自殺防止対策を推進します。

目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍支援を推進します

職場で長時間労働を避けられない人が多く、仕事と生活の両立が難しくなっています。区民や企業に働きかけ、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。職場では、仕事の内容や賃金・待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくし、働きやすい職場づくりを進めることを支援し、家庭では、男性が積極的に家事等に関わり、女性とともに責任を分かち合うことを支援します。

「女性活躍推進法」に基づき、子育て中など就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力を活かされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していきます。

また、男女に関わりなく育児や介護を担える環境を整えるために、子育てや介護の担い手を支援する施策を充実させていきます。

施策6 職場の男女共同参画に関する情報の提供

多様な就業形態において男女共同参画を推進するため、区内の企業や労働者に向けて男女共同参画の取り組みに関する情報提供を行います。

施策7 女性の活躍推進

子育て中など就業を一時中断して

いる女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、仕事について多様な選択ができるよう、効果的な支援を行います。

施策8 企業に対するワーク・ライフ・バランス推進の働きかけ

ワーク・ライフ・バランスのメリットや、先進的な取り組み事例などの情報を提供するとともに、企業に対する実効性のある支援策を検討・実施していきます。

施策9 家庭における男女共同参画の推進

男性が家庭や地域で充実した生活を送るために、学習・交流機会の充実を図り、男性が育児や介護の担い手として活躍するよう働きかけ、知識や技術の修得を支援します。

施策10 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

ワーク・ライフ・バランスの重要性を広報紙等にわかりやすく掲載するなど、広く周知啓発を図ります。

施策11 子育て支援の充実

子育てを含む家庭生活と仕事の両立支援に向け、学習機会や相談事業、情報提供の充実を図るとともに、多様なニーズに対応した子育て支援体制の整備・充実に努めます。

施策12 介護者支援の充実

家族介護者のワーク・ライフ・バランスを実現し、過度の負担がかからないような環境を整え、介護者の状況に応じたきめ細やかな支援を行います。

目標Ⅲ 様々な活動・分野での男女共同参画を推進します

働き方の見直しと併せて、年齢性別に関わらず、区民の一人ひとりが防災などの地域活動に参画できるよう、支援を行います。また、区の審議会等における女性委員の参画率は3割強にとどまっており、政策・方針決定過程における男女共同参画をさらに進める働きかけを行います。

施策13 地域活動における男女共同参画の推進

多様な年代の女性・男性が地域活動に参画することを支援します。子育て世代の参加を支援する一時保育・派遣一時保育の実施や、女性リーダーの育成を行います。

施策14 男女共同参画の視点を入れた人にやさしいまちづくりの推進

避難所運営・防災訓練などへの女性の参画やまちづくりワークショップの場に女性の参画を進めます。

また、様々な地域計画づくりにおいて、男女共同参画の視点を活かしていきます。

施策15 区の審議会等への女性の参画推進

区の審議会等における女性委員の一層の参画推進を図ります。

目標Ⅳ 人権を尊重しあらゆる暴力を根絶します

配偶者暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」)は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。また、子どもがDVを目撃することは児童虐待そのものであり、身体的虐待が行われているケースも少なくありません。DV被害者の子どもも含めた支援を実施し、暴力を容認しない社会風土の形成と、相談から自立支援まで一貫した被害者支援を推進します。また、性暴力、セクシュアル・ハ

ラスメントやストーカー、児童・障害者、高齢者等への虐待などあらゆる暴力の防止に向けた意識啓発のほか、虐待の早期発見、相談対応や救済、被害者支援に努めます。

施策16 DVの未然防止

情報提供や講座・講習会の実施など、DVの未然防止のため意識啓発に努めます。交際相手からの暴力(デートDV)についても引き続き、若い世代への予防教育を推進します。

施策17 相談窓口の充実と安全の確保

相談窓口の充実を図り、安全を確保しながら、被害者やそのこどもに対し、一人ひとりの状況に応じて継続的な支援を行うため、総合的な支援体制を整備します。

施策18 自立に向けた支援

被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を継続的に行えるよう、自立に向けた支援体制の充実を図ります。

施策19 人材の育成

相談員の専門的能力を高め、被害者への支援力の向上を図るとともに、被害者支援についての職員の意識の向上を図っていきます。

施策20 関係機関との連携

被害者の個々の状況に即して、実効性のある支援体制を整えるため、関係機関との緊密な連携を図ります。

性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援

異性・同性を問わず起こりうる、性暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの暴力を防止するために、啓発と被害者支援に取り組みます。

施策22 虐待の早期発見、救済と被害者支援

様々な媒体を活用した情報提供、相談窓口の充実、関係機関との連携強化等を図り、児童・障害者・高齢者等への虐待の早期発見と救済、被害者支援に努めます。

目標Ⅴ 行動計画を積極的に推進します

この行動計画の趣旨と目標達成に向けた施策内容を広く区民にお知らせし、施策推進の拠点である男女共同参画推進センター事業の充実を図っていきます。また、区では、モデル事業所として、管理・監督職における女性の比率の向上、男性職員の育児・介護休業の取得促進などを積極的に進めていきます。

施策23 男女共同参画推進センターの充実

男女共同参画の拠点施設として、意識啓発、学習の場の提供、人材の育成・活動支援、相談の充実を図るとともに、区民との協働・交流を進めます。

施策24 庁内における男女共同参画の推進

区が率先して男女共同参画を推進することにより、モデル事業所としての役割を果たしていきます。

施策25 庁内推進体制の充実

施策の進捗状況や区民の意識・実態を定期的に把握しながら、施策を着実に実行していきます。

施策26 区民参画体制の充実

男女共同参画審議会における審議、意見具申や事業の共同開催などを通じて、区民との協働により男女共同参画を推進します。

男女共同参画KOTOプラン-改定版-素案の具体的な箇所へのご意見をお聴かせください。
意見募集締切:12/25(金)必着

氏名		性別	男・女 ・自由記載()
住所			
年齢	20代以下	30代	40代 50代 60代 70代以上

※いただいた個人情報は、本パブリックコメント以外の目的には使用しません。

きりこり線

きりこり線